

別府市監査委員告示第2号

監査結果の通知に係る事項について

地方自治法第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、市長等から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたので、当該通知に係る事項を同条第12項の規定に基づき公表します。

令和8年3月18日

別府市監査委員 姫野 綾

同 市原 隆生

同 藤野 博

1 消防本部

監査実施期間 令和2年4月3日から令和2年5月22日まで

(1) 別府市少年婦人防火委員会補助金について

別府市少年婦人防火委員会に対して公益上必要がある事業として補助金を交付決定しているが、令和元年度は補助対象事業が減少したにもかかわらず、別府市補助金等交付規則第7条に規定する事業計画変更申請書が提出されていなかった。

また、支出において補助対象外経費が含まれていた。

別府市補助金等交付規則及び別府市補助金等交付指針に基づき適正に事務処理されたい。

(措置結果)

補助金交付決定後に補助事業の一部を変更しようとする場合には、事業計画変更申請書の提出が必要であることを対象者に周知し、令和2年度及び令和3年度分については適正に事業計画変更の手続を行いました。

なお、令和4年度以降は事業計画に変更はありませんでした。

また、別府市補助金等交付指針に基づき、慶弔費等補助対象外経費ではないか確認の上、令和2年度以降は、補助対象外経費は支出しておりません。

2 職員課

監査実施期間 令和2年8月24日から令和2年11月17日まで

(1) 分任出納員の任命及び解任について

会計管理者の事務の一部を出納員に、又は当該委任を受けた事務の一部を更に出納員以外の会計職員である分任出納員に委任した場合は、その旨を直ちに告示しなければならないが、告示をしていなかった。

地方自治法第171条第4項の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(措置結果)

令和2年11月9日に告示し、以後告示するようにしました。

3 都市整備課

監査実施期間 令和2年11月17日から令和3年2月26日まで

(1) 公有財産の管理について

道路法において占有物件と規定されていない工事用車両について、道路占用許可申請書

の提出を受け、道路占用許可書を交付していた。

許可とは、本来誰でも享受できる個人の自由を公共の福祉の観点から一旦禁止し、個別の申請に基づいて解除する行政行為であるが、工事用車両の道路占用はこれに該当しない。

法令等の規定に基づき、事務手続きの改善を図りたい。

(措置結果)

道路占用等に該当しない市道等の使用について、その使用状況を適切に把握するとともに、警察署の道路使用許可申請との連携を図るため、令和6年4月1日付けで、別府市道等一時使用届出書取扱要領を施行しました。

工事車両のほか、番組・映画等の撮影や祭礼行事などにおいて提出を求めています。

4 防災危機管理課

監査実施期間 令和3年4月6日から令和3年5月18日まで

(1) 公有財産の管理について

防災危機管理課が管理している市有地については既に行政目的を失っており、普通財産として管理すべきである。

別府市公有財産規則に基づき適正に事務処理されたい。

(措置結果)

令和4年度から普通財産として管理しています。

5 上下水道局

監査実施期間 令和5年11月17日から令和6年2月15日まで

(1) 現金取扱事務について

地方公営企業法施行令第22条の5第1項に規定する出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について行うべき公金の収納又は支払の事務及び預金の状況の検査を実施していなかった。

法令の規定に基づき適正に事務処理されたい。

(措置結果)

地方公営企業法施行令第22条の4第1項(改正により第22条の5から第22条の4に変更)に基づき、令和6年9月24日付けで別府市上下水道事業出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対する検査実施要領(令和6年別府市上下水道局告示第46号)を制定し、令和7年11月に出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関2行の検査を実施しました。

今後も継続して、年に1回、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関2行の検査を行います。

6 生活環境課

監査実施期間 令和6年8月26日から令和6年10月29日まで

(1) 令和5年度市営墓地清掃等委託業務について

委託契約の仕様書に定められた業務報告書は、地方自治法第234条の2に規定する契約の適正な履行を確保する根拠となるものであるが、提出された業務報告書では、履行確認が十分にできなかった。受注者に適正な業務報告書の提出を求め、履行確認を徹底されたい。

(措置結果)

監査結果を受け、受注者に対し、契約の適正な履行を確保するため、業務報告書の提出を求めました。

その結果、受注者において、作業内容及び作業場所がより明確になる報告様式への変更と、作業前後の状況がより分かりやすくなる画像添付の改善が行われました。

7 共生社会実現・部落差別解消推進課

監査実施期間 令和6年8月26日から令和6年10月29日まで

(1) 男女共同参画センター使用料の減免決定通知について

使用料の減額又は免除をするときは、申請者から別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則第9条の規定に基づき減免申請書の提出を受け、その適否を決定し、減免決定通知書により申請者に通知するとされているが、通知していなかった。関係法令等に基づき適正に事務処理されたい。

(措置結果)

監査指摘を受け、以降の申請事務においては、申請受付後減免決定通知書を速やかに申請者へ送付する運用に徹底いたしました。